

姉妹都市提携15周年記念 大田広域市訪問団受入業務 仕様書

1 役務の名称

姉妹都市提携15周年記念 大田広域市訪問団受入業務

2 業務の趣旨

札幌市と韓国・大田広域市の姉妹都市提携15周年を記念し、両市の友好関係を一層強固なものにするとともに、互いの都市についての知見を深め、それぞれの都市のまちづくりに生かしていくことを目的に大田広域市から訪問団が来札する。これにあたり、滞在中の移動手段手配や式典の運営など受入に係る諸対応を行う。

3 概要

(1) 大田広域市からの訪問団

人数未定（行政、経済関係者20名程度を予定）

(2) 来札時スケジュール

ア 札幌滞在日程

令和7年2月3日（火）～5日（木）2泊3日

イ 詳細スケジュール（暫定版）

日程	行程	視察・訪問等
2月3日（火）	午前 午後	札幌到着 雪まつりレセプション
2月4日（水）	午前 午後	雪まつり開会式 経済交流 15周年記念式典（@グランドホテル）
2月5日（木）	午前 午後	宿泊ホテル（グランドホテル）出発 新千歳空港発

※スケジュールの変更が発生した場合は、速やかに受託者に伝達する。

※1日の行程は、概ね9:00～21:00を予定。

(3) 宿泊先

宿泊先は、以下のとおり委託者にて手配済みであるが、変更が生じた場合は、速やかに受託者に伝達する。

なお、宿泊費の支払いは委託者及び来訪者にて行うため、積算に含める必要はない。

- ・宿泊先ホテル：札幌グランドホテル（中央区北1条西4丁目）
- ・部屋：7部屋
- ・日数：2泊3日（3日チェックイン、5日チェックアウト）

(4) 15周年記念式典

会場は、以下のとおり委託者にて手配済みであるが、変更が生じた場合は、速やかに受託者に伝達する。

なお、会場費や食費等の支払いは委託者にて行うため、積算に含める必要はない。

- ・会場：札幌グランドホテル 本館2階 金枝
- ・控室：福の間（東・西）の2室
- ・開催日時：2月4日（水）18:30～20:00
- ・出席者数：最大130名程度

4 業務内容

大田広域市からの来訪者の同行や、移動手段の確保等受入に係る業務を実施する。

（1）同行者の手配及び当日の連絡調整

原則として訪問者には受託者が同行し、必要な連絡調整を行うこと。
また、通訳として、日本語⇄韓国語の通訳1名を手配する。

（2）移動手段手配

空港送迎や視察・行事の会場間移動等、訪問者の移動手段として、専用運転手付きの車両（大型バス等）を手配し、車両代や駐車料金、高速道路代金等が発生する場合はすべて受託者にて支払いを行うこと。

なお、利用時間は概ね9時から21時、乗車人数は委託者側の同行者も含め最大30名程度とし、訪問団のキャリーケース等大きな荷物も搭載できる容量の車両を手配すること。また、外国のVIPが使用することを考慮し、それに相応しい車両とすること。

（3）15周年記念式典の設営及び運営

ア 招待者への招待状発送

委託者が提示する招待者情報をもとに札幌市長名の招待状と出欠回答様式を作成し、委託者の確認を得た上で、対象者に対し発送すること。

なお、当該招待に関する回答先及び問い合わせ先は受託者とする。

イ 参加者名簿の作成

招待者からの回答をもとに、参加者名簿を作成し、適宜委託者に共有すること。

ウ 会場受付

会場入り口に受付を設置し、参加者の受付、会費の集金及び次第の配布を行う担当者を3名程度手配すること。

エ 司会及び通訳の手配

式典の進行を行う司会1名を手配する。

また、司会通訳として、日本語⇄韓国語の通訳1名を手配する。

オ 次第及び進行シナリオの企画・作成

式典における次第及び進行シナリオについて、企画・作成を行う。

また、次第については、出席者配布用を作成し印刷する。

カ 式典の進行管理・事前調整

事前に作成する進行シナリオに沿って式典が円滑に進んでいくよう進行管理を行うと共に、事前に、会場、出演者等と式典開催に必要な調整を適宜行う。

キ その他

その他、式典の計画・運営に必要な事項で本仕様書に記載のないものについては、随時、委託者と協議の上、対応する。

5 契約期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

6 業務履行場所

札幌市が指定する場所

7 個人情報の取扱いについて

本業務は、委託者からの名簿の提供や管理等、個人情報取扱事務が発生することから、受託を希望する業者は、入札後に行う事後審査等により、**別紙1「個人情報取扱安全管理基準」に適合していることを、様式1「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」により申請が必要**である。

また、契約締結後、毎月、委託者が指定する様式の提出により、個人情報取扱状況を報告する必要がある。

8 その他

- (1) 本業務において知り得た内容については、外部に漏洩しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては委託者と連絡を密にして作業を進め、事業の過程で疑義が生じた場合は委託者と相談の上、その指示に従うこと。
- (3) 業務の実施において必要となる各種許認可等については、受託者が確認・担保し、法令順守の下で適正に業務を遂行すること。
- (4) 本業務の遂行にあたっては、下記項目に要する費用は全て受託者の負担とする。
 - ア 受託者の不注意によって生じた費用
 - イ 受託者が第三者に損害を与えた場合の全ての費用
- (5) 制作物に関する著作権等の一切は委託者に帰属する。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議すること。